

資料

令和 6 年第 3 回定例市議会追加議案 条例新旧対照表

(9 月 1 3 日 提 出)

議案第 5 3 号 藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について
藤井寺市国民健康保険条例の一部改正案…………… 1

議案第 5 3 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について

○藤井寺市国民健康保険条例（昭和 3 6 年藤井寺市条例第 8 号） 新旧対照表

改正後	改正前
（徴収猶予） 第 2 3 条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6 か月以内（<u>急患その他やむを得ない理由により保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として 1 年以内</u>）の期間を限って徴収猶予することができる。 （1）～（4） （略） 2 （略） 第 2 6 条 本市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは<u>第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者に対し、1 0 0, 0 0 0 円以下の過料を科する。	（徴収猶予） 第 2 3 条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6 か月以内の期間を限って徴収猶予することができる。 （1）～（4） （略） 2 （略） 第 2 6 条 本市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは<u>第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し、1 0 0, 0 0 0 円以下の過料を科する。

